

○総務省令第六十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第十条第二項、第十八条第二項及び第七十三条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、登録点検事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月二十二日

総務大臣 佐藤 勉

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令

登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第四号第二の表一の項中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同表二の項中ハを削り、ニをハとし、ホをニとする。

3 無線検査簿の備付け	備付け	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 免除
4 無線業務日誌の備付け、 記載内容及び保存	備付け	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 免除
	保存	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

別表第五号の様式中

5 その他の書類の備付け	記載内容	
	備付け書類	現行化
	されている <input type="checkbox"/> されていない <input type="checkbox"/>	されている <input type="checkbox"/> されていない <input type="checkbox"/>

を

3 無線業務日誌の備付け、 記載内容及び保存	備付け 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 保存 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 記載内容	
	記載内容	記載内容
4 その他の書類の備付け	備付書類	現行化
		されている <input type="checkbox"/> されていない <input type="checkbox"/>

に始める。

附 則

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。